

災害援護資金の貸付対象世帯の 所得制限に特例が設けられました。

(東日本大震災 特例措置)

東日本大震災により一定規模以上の被害を受けた世帯が、災害援護資金の貸付を受けることができる場合の所得制限について、新たな特例措置が追加されました。

○ 今回の特例措置の内容

災害援護資金の貸付は、災害により一定規模以上の被害を受けた世帯で、被災時の世帯の総所得が下表の額（以下「基準額」といいます。）未満である世帯を受けることができます。

東日本大震災の被害を受けた世帯の総所得額は、今まで平成21年分の所得（平成22年度の市町村民税課税所得）により算定していましたが、震災による被災世帯の所得の状況をより反映するために、被害を受けた年である平成23年分の所得（平成24年度の市町村民税課税所得）が平成21年分の所得を下回る場合は、平成23年分の所得により算定することになりました。

貸付対象世帯 = (現行) 平成21年分の世帯総所得額が基準額未満である世帯
+
(特例) 平成23年分の世帯総所得額が、平成21年分の世帯総所得額を下回る場合は、平成23年分の世帯総所得額が基準額未満である世帯

※ 所得制限の基準額

世帯の人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居が滅失・流失した場合は、世帯の人数にかかわらず、1,270万円
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	730万円に1人増すごとに30万円を加えた額	